

受人同第 171 号
平成 30 年 12 月 5 日

部落解放同盟琴浦町協議会
議長 前田 英敏 様

琴浦町長 小松 弘明

琴浦町教育委員会
教育長 小林 克美

部落解放総合施策及び 2019 年度解放事業要請について（回答）

2018 年 11 月 14 日付けで要請のありました件について、下記のとおり回答します。

記

1 部落解放に関わる総合施策について

「部落差別の解消の推進に関する法律」の具体化にあたり、今後の琴浦町長及び琴浦町教育長の基本認識と姿勢について見解を示されたい。

また、推進法の施行について住民への周知をどのように実施されるのか考えをお聞きしたい。

<回答>（人権・同和教育課）

「部落差別の解消の推進に関する法律（以下「法律」という。）」は理念法とはいえ、本町並びに地方公共団体が取組んでいる部落問題解決に向けた施策の実施や教育・啓発の推進の根拠となるものであることから、我が国固有の人権問題である部落差別の完全撤廃に向けた大きな一歩であると認識し、今後も部落差別解消に向けた取組を推進していきます。

具体的には、「琴浦町あらゆる差別をなくする総合計画（以下「総合計画」という。）」に基づき施策を推進しているところです。

「法律」の住民周知につきましては、あらゆる機会を通じ、継続してお知らせしているところです。平成 30 年度の主な取組につきましては、次のとおりです。

- ・ 琴浦町人権・同和教育推進協議会総会資料に添付・周知（6 月 6 日開催）
- ・ 人権・同和教育部落懇談会での啓発・周知（11～3 月）
- ・ 町ホームページトップに差別的な書込みを抑制する啓発記事と併せ、「法律」を掲載（5 月 24 日～8 月 23 日）

- 2 「部落差別の解消の推進に関する法律」では、「国及び地方公共団体の責務」として、役割分担の下で「相談体制の充実」「教育及び啓発」「部落差別の実態に係る調査」の実施が明記されているが、このことをどのように推進していかれるのか琴浦町としての施策を明らかにされたい。

＜回答＞（人権・同和教育課）

「相談体制の充実」について

相談事業は、隣保館の根幹をなすものであります。

各隣保館に生活相談員を配置し、関係機関と連携しながら、「総合生活相談事業」としてより身近で信頼される相談体制を維持していきます。

「教育及び啓発」について

部落差別をはじめとするあらゆる人権問題を、他人事ではなく自分事として捉えるよう、また、抽象的ではなくリアリティのある学習につながるよう、各文化センターを十分に活用し、差別と向き合い、実態を知り、地域の方に寄り添い、つながり、共に差別を許さない立場で行動できる人を育てる教育を進めていきます。

「部落差別の実態に係る調査」について

本町では、「総合計画」を5年毎に見直しています。その際、取組の成果と課題を明らかにし、今後のより効果的な取組の推進を図るため、「琴浦町人権・同和教育に関する意識調査（以下「意識調査」という。）」と「琴浦町人権と生活に関わる調査」を実施しています。

また、国及び県が実施する実態把握調査にも協力する予定です。

- 3 昨年同様、琴浦町での部落差別メール投書事件をはじめとした差別事件が県内で多数発生している。

琴浦町としてこの状況を、どのように認識し対処される予定か明らかにされたい。

＜回答＞（人権・同和教育課）

「法律」には、情報化の進展にともなう部落差別に関する状況の変化が指摘されています。実際に、インターネット上では、虚偽情報や偏見・差別を煽る情報が大量に発信されており、部落差別が拡散・助長されています。中には、被差別部落の所在地を特定できる悪質なサイトもあります。

本町では、今年5月に発生したホームページへの差別書込み事象後、インターネットモニタリングを開始し、本町に関わる差別書込みについては、運営管理者へ削除要請しました。また、人権問題とメディアリテラシーや情報モラルを絡めた講座を開催するなど、取組を進めています。

- 4 「部落差別の解消の推進に関する法律」において、部落差別が現存することが明記されているにもかかわらず、町内及び町議会内で「部落差別は存在しない」という宣伝行為が繰り返され、同和対策不要論や人権・同和教育不要論が展開されている。

このことに対する琴浦町としての見解を明らかにされたい。

＜回答＞（議会事務局、人権・同和教育課）

昨年と今年、琴浦町ホームページ問合せフォームへの部落差別に関わる書込み事象が発生しました。

平成 26 年 8 月実施の「意識調査」では、4 人に 1 人が部落問題に関する差別的な発言や行動を直接見聞きしたことがあり、その 8 割が身近で発生したと回答しています。また、被差別部落に対する忌避意識があることも確認されています。このように、差別事象として表面化してしなくても、被差別部落に対する偏見や差別意識が根強く残っているのが現状です。

琴浦町としましては、部落差別撤廃の施策として必要な同和対策事業を継続するとともに、あらゆる差別をなくするための教育・啓発を推進していきます。同和対策不要論や人権・同和教育不要論を主張する人に対しても、粘り強く教育・啓発を進めていきます。

また、議員を対象とした研修会等を実施し、差別の現実を知り、部落問題の解決に向けた取り組みを行っているところです。

5 各施策の実施について

（1）固定資産税に対する減免措置の継続をお願いしたい。

＜回答＞（税務課）

対象要件の改正を検討します。

固定資産税の減免措置については、現実に即した合理的な制度となるよう平成 27 年度に改正した「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」に基づき実施しておりますが、対象要件の改正を検討します。

年度毎の減免措置の状況につきましては、次の表のとおりです。

減免措置の状況		
年度	件数（件）	減免額（円）
H28	412	4,864,100
H29	390	4,685,200
H30	392	4,572,700

（2）小学生・中学生に対する解放「学習会」のより一層の推進及び、「進学奨励金制度」を継続されたい。

＜回答＞（人権・同和教育課、教育総務課）

「学習会」は、平成 22 年 3 月に実施しました浦安小学校、成美小学校、東伯中学校、赤碕中学校、両文化センター、人権・同和教育課による「学習会」の今後のあり方検討会においての確認事項に基づき取り組んでいます。

今後も、各学校と文化センターが連携し、部落差別の現実を直視し、何が差別なのかを見抜き、差別から逃げないで闘っていく力をつけるため、「教科学習（学力保障・進路保障）」、「人権学習」、「仲間づくり」の 3 つの柱で取組を進めていきます。

「進学奨励金給付制度」につきましては、平成 23 年度から高校生を対象に

一般対策化しました。平成 29 年度からは、対象範囲を拡充し、大学・専修学校生も対象に加え一般対策化しました。

経済的な理由から修学が困難な人に進学奨励金を給付することにより修学の徒を開き、社会に有用でかつ、ふるさとを愛し地域とのつながりを大切にし、将来に亘り琴浦町に貢献しうる人材の育成を図ります。

- (3) 生活相談員並びに人権教育推進員の設置継続と、文化センター職員体制の充実（堅持）を図られたい。

＜回答＞（人権・同和教育課）

会計年度任用職員制度の導入に伴い、詳細については今後協議をさせていただきますが、現在のところ、次のように考えています。

「生活相談員の設置」について

被差別部落住民等の生活上の相談に応じ、必要な助言及び指導を行うとともに、関係機関と緊密な連携を保ち、もって被差別部落住民等の福祉の増進を図ることを目的に設置しています。社会状況の変化とともに、今後ますます多種多様な相談に対応すべく、各文化センターに 1 人配置します。

「人権教育推進員の設置」について

部落差別をはじめあらゆる差別をなくしていく学習活動についての、指導・助言、学習相談及び資料・教材の作成等を行う専門職です。人権・同和教育課内に 1 人配置します。

「文化センター職員体制」について

館長、隣保館指導員、児童厚生員、生活相談員の 4 人体制を考えています。引き続き、部落問題解決の拠点、地域福祉向上の拠点、児童の健全育成の拠点、人権啓発のための住民交流の拠点として、ますますその役割を果たせるよう各種事業の充実と職員の資質の向上を図っていきます。

- (4) 生活保護の現状（琴浦町全体と当該地区との比較・経年推移）を示されたい。

＜回答＞（福祉あんしん課）

地域を限定した生活保護受給世帯数については、町情報公開条例第 7 条第 2 号「個人に関する情報」に該当するため、お示しすることはできません。

- (5) 行政職員に行っている部落問題解決のための研修会について、その実績と成果及び課題を明らかにされたい。

＜回答＞（総務課）

行政職員として人権を基軸にした行政サービスの実施や地域社会で指導的役割を果たすため、全職員を対象に、今年度は改正された差別事象等対応マニュアルを用いて研修を行っています。

差別事象等対応マニュアルをより深く理解することができ、また差別の現実を知り、部落問題の解決に向けて、説明する力や啓発・推進していく力の向上につながったと考えます。

(7) 厳しい経済状況における当該地区住民の雇用確保や支援、企業の育成を継続されたい。

また、琴浦町人権・同和教育推進協議会（企業部会）の事業項目に「各企業における人権・同和教育の推進に努め、人権・同和教育に対する正しい認識を深めるとともに、従業員の学習の機会を確保する」とあるが、その実績を示されたい。

＜回答＞（商工観光課）

就職差別解消に向け、琴浦町人権・同和対策雇用促進協議会と東伯郡同和対策協議会による企業訪問を毎年2社実施しています。また、雇用の確保や支援につきましましては、人材確保支援補助金、育児休業促進奨励金、小規模事業者経営改善資金利子補給金などの施策を推進しています。

また、町内企業を対象に年2回研修会を実施しており、町内企業への普及啓発に努めています。今年度の第2回研修会（12/3）では、事業所内での人権・同和教育の推進を図るため、「企業にとって、何故人権を学ぶことが大切なのか？」と題して（公社）鳥取県人権文化センターより講演をしていただくこととしております。

研修で学んだことを企業内で情報共有し、職場で人権について考える機会が増えることを期待し、これからも研修及び企業訪問等継続して取組みます。

近年の研修内容につきましては、次の表のとおりです。

年度	研修会（題材）
H27	琴の浦高等特別支援学校 ～第1期卒業生を送り出すにあたって～
	イクボス養成セミナー
H28	琴の浦高等特別支援学校初の卒業生 ～職場定着の現状と課題～
	人権尊重の職場づくり ～ハラスメント防止・メンタルヘルス～
H29	安心して働き続けることのできる職場づくり
	「ふつう」がいちばん？！ ～ふつうであることってどういうことだろう～
H30	雇用環境の整備について

これからも職員一人ひとりの人権感覚を高めるため、さまざまなテーマを取り上げ、研修を行います。

- (6) 現在、戸籍・住民票の不正取得対策として、事前登録が無くても不正取得と認められた場合は本人に通知する制度が取り組まれているが、不正取得と認められた後での通知では不十分と思われる。本人以外が申請に来た場合の事前確認の実施について検討されたい。

＜回答＞（町民生活課）

現在琴浦町が実施している本人通知制度とは、琴浦町に本籍や住民票があり、事前に登録された方の戸籍や住民票等を登録者以外に交付した場合に、登録者に交付した事実を通知します。また、委任状で取得された場合や不正に取得された場合は、事前登録なしでも通知します。

本人以外が戸籍・住民票を取得する場合としまして、①委任状による取得の場合、②弁護士等が職務遂行のために取得する場合、③自己の権利行使のため（※1）に取得する場合が考えられます。

※1 お金の貸主から、借主の住所を（裁判や書類の送付のため）確認する必要があるために請求があった場合、死亡した兄の相続人になった弟からの相続のために請求があった場合など。

① 委任状での取得の場合、記載内容（委任する項目、委任者と受任者の住所・氏名・生年月日）に誤りが無いかを住民基本台帳システム及び戸籍システムにおいて確認し、窓口に来所された方には本人確認証（運転免許証等）の提示を求めています。また、琴浦町で確認できなければ、戸籍・住民票の管轄自治体へ照会し、記載内容を確認しています。

② 弁護士等が職務遂行のため取得する場合、法律（戸籍法第10条の2）に基づき、来所者に本人確認証の提示を求め、請求理由の確認、資格証の確認をしています。

③ 自己の権利行使のために取得する場合、法律（戸籍法第10条の2）に基づき、来所者に本人確認証の提示を求め、請求理由の確認と理由を裏付ける資料（契約書や借用書）を確認します。

事前確認につきましては①委任状の場合、本人記載となっているため事前確認は不要であると考えられます。また、②と③の本人以外が申請する場合、本人に連絡がつかない時や確認の人数が多い時は、その間、窓口の混雑や業務の停滞を生じる可能性があるため、実施は困難です。窓口において本人確認、委任状の記載内容、請求理由、理由の裏付けの資料の確認を徹底し、不正取得の防止に努めます。

詳細は別紙イメージ図をご確認ください。

(8)「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」の公布に伴い、厚生労働省の見解として、地域福祉の推進主体である「地域住民等」に隣保館が位置づくこと、また部落差別や排除・忌避の問題が解決すべき重要な「地域生活課題」であるとして示されているが、今後の隣保館の役割についても見解を示されたい。

＜回答＞（福祉あんしん課、人権・同和教育課）

隣保館は、地域共生社会の実現に向け、各分野の地域生活課題を把握し、関係機関との連携等によりその解決を図るための体制の関係機関の一つとして機能を有していると認識しています。

また、部落問題解決の拠点、地域福祉向上の拠点、人権啓発のための住民交流の拠点としての隣保館が、ますますその役割を果たせるよう各種事業の充実を図っていきます。

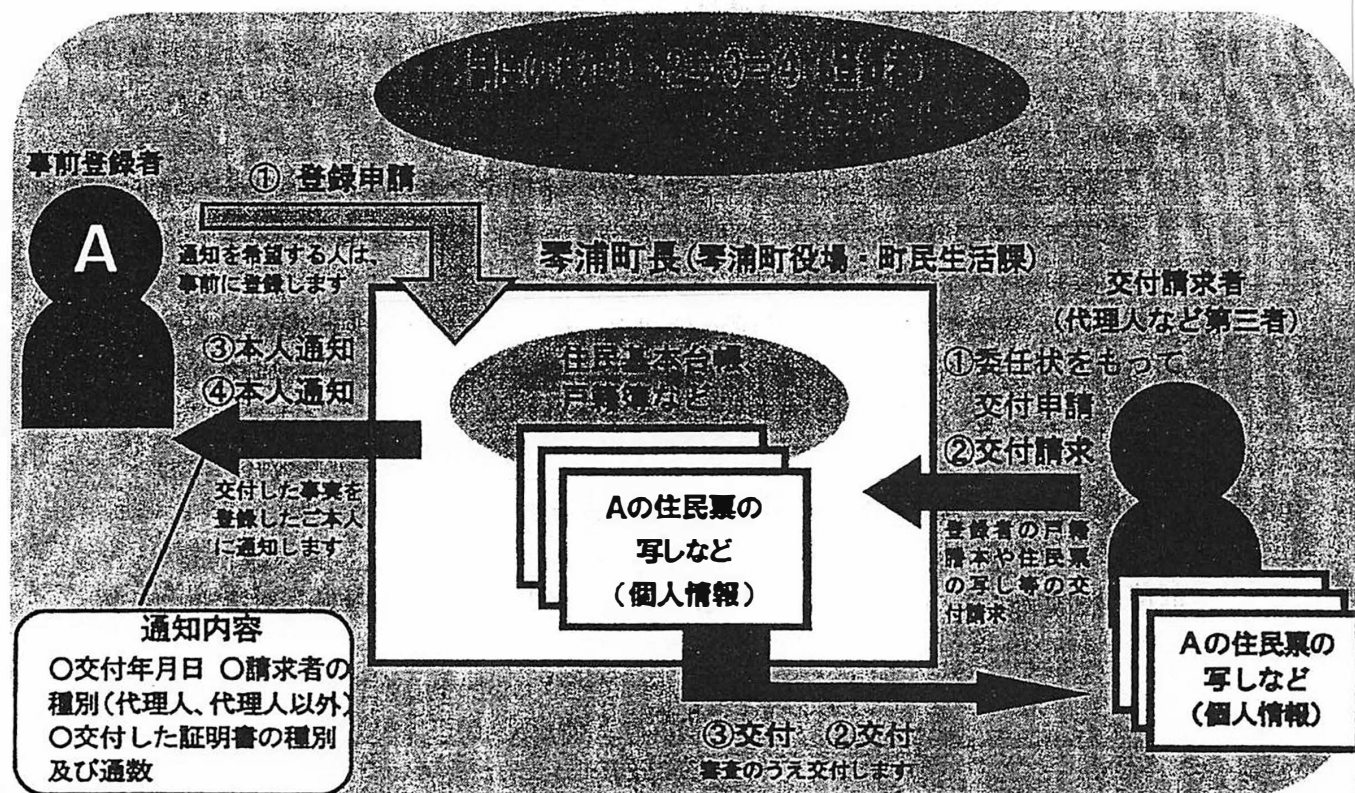
6 今後とも本協議会と連携し、諸案件に関する事前協議をお願いしたい。

＜回答＞（人権・同和教育課）

部落差別をはじめあらゆる差別をなくするために、今後とも連携して取り組んでまいりたいと考えております。

以上

5 (6) イメージ図



回 答 書

2019年4月4日

部落差別解消推進協議会
 代表人弁護士 山内 功様

日本共産党 琴浦町議
 青亀壽宏

去る3月29日付「申入書」に対して下記の通り回答します。

記

Ⅰ 「固定資産税同和減免 違法な組織的脱税」について。

この記事は「あたかも被差別部落住民全員が脱税行為をおこなっている脱税集団と受け取れる内容」として、これを“重大な侮辱”であり“名誉毀損”と決めつけている。

この記事は、固定資産税の同和減免という施策の妥当性を述べたものであり、地方議員として当然の議員活動です。よって指摘は当たりません。

Ⅱ 「質問議員を待伏せ・恫喝」について。

この記事に誤りがあります。それは「(元会長)」部分で、正しくは「(前議長)」です。

この記事の事実は、前議長が小椋正和議長を訪ね“ことわり”をしていますから「間違った印象」を与えるものではなく、事実の報道です。

Ⅲ 地方議員の義務について。

「部落差別解消の推進に関する法律」は「定義」のない理念法であり、参院法務委員会で「基本の配置」を求めて次のような「付帯決議」が付けられています。「①部落差別の無い社会の実現に向けては、部落差別を解消する必要性に対する国民の理解を深めるよう努めることはもとより、過去の民間運動団体の行き過ぎた言動等、部落差別の解消を阻害してきた要因を踏まえ、これに対する対策を講ずることも合わせて、総合的に施策を実施すること」となっており、この法律により、地方議員に政治的義務は課せられていません。

次に、「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくす条例」に反する「違法行為をしている」との指摘は当たりません。町民に「責務」を課すような条例はパブリックコメントを経て制定されるべきです。また、条例の改廃について議員は関与する権限があります。

Ⅳ 「謝罪」「訂正」について。

以上の理由により、この回答を以って、謝罪・訂正の必要はないと考えます。日本共産党は規約で議員に議会報告を義務付けています。民主的政治のフィールドでは「言論には言論で対峙」がルールです。主張は言論により戦わされるものです。

以上

申 入 書

平成31年3月27日

琴浦町議会議員 青亀壽宏 殿

部落解放同盟琴浦町協議会

代理人弁護士 山 内 功

2019年正月号『明るい琴浦』における虚偽報道に対し
謝罪と記事の訂正を求める申入書

貴殿が、琴浦町議の肩書を使って発行している「明るい琴浦」2019年正月号の紙上で、琴浦町訓令に基づいて実施されている「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置」に対し、『固定資産税同和減免 違法な組織的脱税』の見出しを付けた記事は、あたかも被差別部落地区民全員が脱税行為を行っている脱税犯の集団と受け取れる内容であり、被差別部落地区民に対する重大な侮辱であり名誉毀損行為である。

また、同紙面において、「質問議員を待伏せ・恫喝」と見出しをつけた記事の中で、「12月11日・・・役場玄関で恫喝。」とあるが、森氏が町長室に歩いて行こうとしたところで、偶然、大平議員に出会っただけであるにも拘らず、「待伏せ」をしていたと誤解を与える表現をしている。

さらに、「20日、駐車場に待ち伏せ、再び恫喝」と、森氏が議会を傍聴して、帰宅しようとして役場駐車場の自分の車内に居たところ、大平議員が偶然通りかかったので車中から呼び止めて、一町民として意見を述べたことを、「恫喝」としている。

森氏が一個人として行ったことを、解放同盟が組織として行ったことと読めるように記載している。しかも、「顧問」と書いているが、部落解放同盟の県の組織にも、琴浦町協議会にも顧問職はなく、森氏もそう名乗っていない。

このように、森氏に裏付け取材をすることもせず、大平議員の一方的な主張だけで記事を作成して町民に配布する行為は、事実関係について間違った印象を町民に植え付けるものである。

これらの行為は、「部落差別解消の推進に関する法律」2016年12月16

日公布」の第5条2項「地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。」との条項の趣旨からすれば、町議会議員は町に積極的発議をして差別解消のために努める政治的義務があり、貴殿はその義務を怠り、また「琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別をなくする条例」第3条「町民は、相互に基本的人権を尊重しあい、部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくするための施策に協力するとともに、自らも差別及び差別を助長する行為をしないよう努めるものとする。」によるならば、地方公共団体の特別職である町議会議員の貴殿が、虚偽の内容を町民に広宣していることは、部落差別解消とは対極の行為であるから、その責任はさらに重く、貴殿はこれらの法令に明らかに反する重大な違法行為をしている。

よって、「明るい琴浦」における虚偽報道に対して、文書による謝罪、および「明るい琴浦」に謝罪文と訂正記事を掲載すること、更に二度と部落解放運動の妨害をしないことを申し入れる。

なお、話し合いで解決する余地はあるが、誠意ある回答がない場合には、部落解放同盟琴浦町協議会と被差別部落地区民の名誉回復のため、不本意ながら民事・刑事訴訟を提起する。

平成31年4月10日までに、書面による回答をお願いします。

以上

2019年正月号
明るい琴浦

発行 日本共産党
琴浦支部 青亀 隆夫
連絡先 0856-53-1128
FAX 53-1106
住所 894-2202 琴浦町
島根県琴浦町下島
Eメール
t20p@com.jp

新年あけまして おめでとうございます



新年あけまして、おめでとうございます。いつも「明るい琴浦」をお読みいただきありがとうございます。昨年は「明るい琴浦」を11回発行しました。今年も町政や議会で問題になっていることをできるだけ分かりやすくお伝えしたいと思います。

今年は一斉地方選挙に続き、7月には参議院選挙があり、消費税増税や憲法改正が大きな争点となりそうです。

国の方向を決める国政も身近な町政も「住民こそ主人公」の精神で頑張ります。

固定資産税
同和減免

違法な組織的脱税

ふたつの「使い回し」も 青亀が指摘

不公平な琴浦地区の固定資産税の減免は6月議会、9月議会と琴浦町政の最大の問題となっています。青亀は12月議会の一般質問で固定資産税の同和減免の“核心”に迫りました。

そもそも固定資産税の減免は、個人に限られ、地域を丸ごと減免することはできません。ですから特定地域を区切って減免することは、違法な組織的脱税となります。

使いまわし①

琴浦町の固定資産税の同和減免要綱の「目的」は要旨文のように述べています。「歴史的社会的理由により生活環境等の安定、向上が阻害されている地域(対象地域)の改善について、固定資産税の減免を講ずることにより、経済力の育成支援、生活の安定、福祉の向上に寄与を目的とする」。

このフレーズのルーツを探ってみると、50年前の「同和対策特別措置法」の第1条「目的」に行き着く。特殊立法のこの法律は「地域改善対策特別措置法」と名前を変え、最終的に17年前に目的を達成して完全に「失効」しています。つまり、特別な対策を必要となくなったのです。

ところが、それから2年後の2004年9月1日に琴浦町は合併して誕生しますが、50年前に特別な対策が必要だったときの「定義＝目的」を継承し続けて、今に至っています。これが第1の使い回しです。

使いまわし②

第2の使いまわしは、地方税法の「固定資産税の減免」(第367条)の使い回しです。法律は、「その他特別の事情のある【者】」に限られ、条例に定めるところにより、減

免することができる」となっています。つまり、特別の事情を条例で定めれば減免ができる構造になっています。

ところが、琴浦町の「税条例」にも「減免規則」にも「特別の事情」が使い回されています。これが第2の使いまわしです。

特に議会の議決が必要のない「規則」には「町長は、…特別の事情があると認める納付義務【者】」に対し、別に定めるところにより減免できる」として、「規則」より格下の「同和減免措置要綱」を別に定め、個人である納付義務者が、「対象地域」にすりかわり、地域を「丸ごと」減免の対象にしています。

こういった恣意的な運用は、違法で悪質といわざるを得ません。

安い・売れないか？

よく対象地区の土地は「安い」「売れない」といいます。しかし固定資産の評価額は3年ごとに見直され、最終的に町長が決定します。「安い」「売れない」のであれば不動産価格に反映されるはずですが。

自らが決めた固定資産税の評価額を無視して、抜け道を作ることが課税の公平の観点から許されるのでしょうか？ このような自主財源を毀損する行為は住民監査請求の格好の対象になりかねません。

小松町長の答弁

青亀の質問に対する小松町長の答弁は「見直す。一気にやるかは相談」とし、結論的に以下の通りです。

「今までやってきたからそのままでもいいと思っていることが多々ある。それが今回指摘された。検討の時間がなかったのだから『検討します』と答えた」「『特別の事情』の明記は、そこまで読み込んでいないので、時間をいただきたい」。

固定資産税の同和減免の継続を要求する12月5日付けの解放同盟協議会への回答は、「対象要件の改正を検討する」と、減免の廃止は全く考えていません。

議会の論戦は、そんな悠長な対応を許さないところまでできていることを自覚すべきです。

質問議員を

待伏せ・恫喝

12月11日一般質問を終え、退庁する大平議員を待伏せ、議会傍聴した解放同盟顧問(元会長)が名を名乗り、役場玄関で恫喝。また、議会最終日の20日、駐車場に待ち伏せ、再び恫喝しました。

この異常事態、青亀にもメールで井木議員が止めに入る実況などがリアルタイムで届きます。

このあつてはならない行為に大平議員は町長と議長に善処を求める「申入書」を提出しました。議員の議会発言に対する行為について1月11日に議会運営委員会を開き、対応を協議します。皮肉にも防犯カメラが一部始終を捉えています。

固定資産税の同和減免 廃止決議が可決

賛成11
反対 3

決議全文

「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」の廃止を求める決議

固定資産税の旧同和地区住民に限定する減免は議会の議決を必要としない「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」(以下減免要綱という)で行われている。

昨年从这个問題が議会で論議が重ねられ、その反映として「減免要綱」は平成31年3月1日に改定されたが、改定の内容は主に2点となっている。

そのひとつは、「目的」の部分が旧同和対策措置法、それを引き継いだ旧地域改善特別措置法の第1条「目的」に記述の文言を削除し、理念法である「部落差別の解消に関する法律」と、目的を終え失効した「地域改善特別措置法」を根拠にするものとなっており、実質的に変更したとはいえない。

今ひとつは、「申請手続き」の項で、「生活相談員の確認」を削除したものである。

実際、昨今では、この減免の申請件数や減免額も減少傾向であり、中には既得権の行使でなく、納税の意思をはっきり持って税を納めている人もいる。

貧富の格差の広がる中で、生活費に食い込む税の減免措置の必要性は認めるが、特定の地区を限定したものでなく、一般施策として行われるべきものである。

よって、「琴浦町同和対策に係る固定資産税の減免措置要綱」は根拠のないものとなっており、廃止されるべきである。

以上決議する。

福本まり子議員(要旨) の賛成討論

この決議案に賛成の立場で討論したい。この固定減免は現状に合わなくなっている。

地域を特定し、同和行政を行うことそのものが、今は、差別のルツボを作っている。

差別がある限り、ずっとやっていく考えこそが、差別を助長すると思います。

形骸化した事業は見直さなければならぬ。他の事業であれば常に見直されているのに、なぜ同和対策はそのままなのか。

行政の怠慢です。新しく出された「訓令(減免要綱)」も目的が無い、地区を限定する「対象地域」としている。

これ以上「対象地域」と称して、地区の人たちを差別の最前線に置いてほしくありません。

いい加減に“足かせ”を外して行政差別から解放すべきです。

差別解消に向けて何をなすべきかを考えていただきたい思いで、決議案を強く押し勧めたいと思います。

『固定資産税同和減免 違法な組織的脱税』報道に対する対応状況

2019 年 1 月：日本共産党琴浦町青亀壽宏議員発行の「明るい琴浦」正月号に、
『固定資産税同和減免 違法な組織的脱税』という見出しで、固定資産
税の減免は法的根拠が無いとする記事及び、部落解放同盟顧問（元会長）
が議会終了後に議員を待ち伏せ・恫喝したとする記事が掲載される

1 月 25 日：山内功弁護士（米子市）に相談

部落解放同盟及び地域住民に対する重大な名誉棄損・人権侵害として、
名誉を回復するための行動について相談

①『待ち伏せ・恫喝』について

記事の内容は事実ではない

②『違法な組織的脱税』について

町の訓令に基づいて実施されている事で、違法行為には当たらない

③名誉棄損として民事訴訟（裁判）にかけることは可能

米子市でも同様の案件があり、勝訴しているとの説明も合わせて受
ける

④山内弁護士の名前で「申入書」を作成する事を話し合う

虚偽報道に対する謝罪と記事の訂正、解放運動の妨害をしないこと
を申し入れるもの

3 月 27 日：「申入書」を送付

4 月 4 日：「回答書」が届く

①「固定資産税同和減免 違法な組織的脱税」について

議員として当然の活動であり、名誉棄損には当たらない

②「質問議員を待ち伏せ・恫喝」について

前議長が小椋議長を訪れ「ことわり」をしているので事実

③「地方議員の義務」について

『部落差別解消の推進に関する法律』は定義が無い理念法

『琴浦町部落差別撤廃とあらゆる差別を無くす条例』は町民に意
見を求めて制定されたものではない

また議員は条例の改廃について関与する権限がある

④「謝罪」「訂正」について

以上の理由から、謝罪・訂正の必要はない

日本共産党は、議員に議会報告を義務づけている

「言論には言論で対峙」がルールであり、主張は言論により戦わ
されるもの

4月12日：協議会役員会

青亀議員の回答を受け、今後の対応を相談

民事訴訟を起こす方向で話し合いを行うが、裁判費用の負担等に対する検討が必要との意見があり、再度山内弁護士に確認する

4月18日：山内弁護士への相談

- ① 裁判費用は、弁護士に支払う金額のことであり、賠償金請求額の10%~15%が裁判費用になる
民事訴訟（名誉棄損）の場合、賠償金請求額は50万円まで
- ② 申し入れに対する回答は、当事者の意見を全く聞き入れず、議員であれば人権侵害も許されるとも取れる回答であり、法に訴える事で、議員活動・言論の自由といえども許されるものではないことを示してもらうことが大切
- ③ 次回相談までに同和対策事業としての固定資産税の減免制度の経緯と、前議長の「ことわり」について事実確認をする

4月28日：前議長に小椋議長が発言した「ことわり」について聞き取りを行う

- ① 「ことわりにきた」など一言も言っていない
どういう意図があって小椋議長が口にしたかはわからない
- ② 小椋議長には、今まで一緒に活動してきたこともあり、なぜ大平議員に意見をしたのか、説明をしに行った

4月28日：協議会役員会で今後について協議

- ① 裁判費用は5万円~7万5千円
相手が控訴した場合の費用については再度確認する
- ② 裁判は行わず、静観するという意見も出たが、何もしないことで現状が維持できる保証はない
3月議会終了まで動くなという意見を尊重し、行動を控えたにもかかわらず、固定資産税減免要綱の廃止決議が可決された自分たちの名誉を守る行動は必要
- ③ 裁判実施に向けて各支部で地区民の了解を得る
支部定期大会・役員会等で説明し、理解を得る

部落解放同盟下伊勢支部 規約

第1章 総 則

- 第 1 条 本会は、部落解放同盟下伊勢支部といい、事務所を支部長宅に置く。
- 第 2 条 本会は、部落の完全解放・真に人権が確立された民主主義の実現をはかることを目的とする。
- 第 3 条 本会は、中央本部及び県連・中部地協・琴浦町協議会の決定した方針にもとづいて、町内の部落解放運動を推進するために諸活動を展開する。

第2章 会 員

- 第 4 条 本会の規約を承認し、本会に加入部落住民・部落出身者を会員とする。
- 第 5 条 会員は、支部に所属し所定の会費を納め、本会の諸決定に従いかつ目的達成のために積極的に活動し、諸集会などに参加し、役員を選びまた選ばれるものとする。

第3章 組 織

- 第 6 条 支部は原則として部落単位とし、5人以上の会員を持って組織する。

第4章 機関及び役員

- 第 7 条 本会に次の機関を置く。
- (1) 大 会
 - (2) 役員会
 - (3) 会計監査
- 第 8 条 大会は、本会の最高決議機関であり、役員会の決定にもとづき毎年1回支部長が招集し、活動報告及び運動方針並びに予算・決算など当面の重要項目を審議決定し、役員を選出する。
- 但し、役員会が必要と認めた場合、又は3分の1以上の同盟員の請求があった場合は、臨時大会を召集しなければならない。
- 第 9 条 大会は、出席した同盟員及び役員を持って構成し、その議事は出席した大会構成員の過半数の賛成によって決する。

第10条 役員会は、大会の諸決定を執行し、その執行について大会に対して負うものとする。また、緊急事項については審議し執行することができる。

第11条 本会には、次の役員を置く。

支部長	1名
副支部長	1名
事務局長	1名
会 計	1名
幹 事	2名
会計監査	2名

第12条 役員は大会で選出し、役員の任期は大会から次期大会とし、再任は妨げない。

第13条 役員会は、支部長が招集し、支部長・副支部長・事務局長・会計・幹事で構成する。

役員会は、自治会役員会と合同で開催することができる。

第14条 支部長は本会を総括代表し、副支部長は支部長を補佐し、事故ある時は、代理する。

事務局長は、事務局を掌握し一切の事務を遂行する。

第15条 役員会の承認により、アドバイザーを置くことが出来る。

アドバイザーは、役員会の諮問に応じて助言することが出来る。ただし、役員会での決定権はもたない。

第5章 会 計

第16条 本会の会計は、会費・補助金・負担金・事業収益金・その他の収入でまかなう。

第17条 本会の予算・決算は、大会の承認を得なければならない。

第18条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日までとする。

第19条 本規約は、大会出席者の3分の2以上の賛成がなければ改正できない。

附 則

- ・2007年4月10日制定。
- ・2011年6月18日改正、4月1日から適用。

(2) 規約(案)・細則(案)及び組織体制(案)について

(新規名称) 規約(案)

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、(新規名称) (以下「本会」とする。) と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は琴浦町教育委員会事務局人権・同和教育課内に置く。

(目的)

第3条 人権とは、誰もが生まれながらに持っている権利であり、生命や自由、平等を保障し、私たち一人ひとりが幸せに生きていくために、互いに尊重しなくてはならない大切なものである。

本会は、人権・同和教育及び啓発を積極的に推進し、部落問題をはじめとするあらゆる人権問題・課題の正しい理解と認識を広げ、町民及び関係者一人ひとりの参加による、人権が尊重され誰もが安全に安心して暮らせる住みよい琴浦町の実現を目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人権・同和教育の推進
- (2) 部落差別をはじめあらゆる差別をなくするための啓発活動
- (3) 啓発、推進方法の研究・実践並びに研修・講習
- (4) 資料の収集、作成、提供
- (5) 町民への広報活動
- (6) 関係団体との連携
- (7) その他目的達成に必要な事業

第2章 組織・機構

(組織)

第5条 本会は、第3条の目的に賛同する町内の各機関・団体の代表、並びに琴浦町人権・同和教育推進員及びこの会の趣旨に賛同する者をもって構成する。

2 本会に会長が委嘱する啓発推進員を若干名置く。啓発推進員は所属団体等が開催する講演会、研修会等の派遣依頼に応じ、講演・助言を行う。

(機関)

第6条 本会に次の機関を置く。

- (1) 部会(学校保育園部会・行政部会・企業部会・社会教育部会・福祉部会)
- (2) 同和対策委員会
- (3) 企画委員会
- (4) 広報委員会
- (5) 教材検討委員会

(役員及び任期)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 部会長、副部会長 11名(学校保育園部会 3名、行政部会 2名、企業部会 2名、社会教育部会 2名、福祉部会 2名)

- (6) 同和対策委員長 1名 (7) 企画委員長 1名 (8) 広報委員長 1名
(9) 教材検討委員長 1名
2 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠若しくは団体代表の交代により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の選出)

第8条 役員は総会において選出する。ただし、部会長、副部会長は部会において、また、同和対策委員長、広報委員長、企画委員長、教材検討委員長は会長が委嘱した委員の中から選出する。

(役員の任務)

第9条 役員の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し会務を総轄する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代理する。
- (3) 事務局長は会長の命を受け運営及び事務を総轄する。
- (4) 部会長、同和対策委員長、企画委員長、広報委員長、教材検討委員長は各部会、委員会の企画運営にあたる。
- (5) 監事は協議会の会計を監査する。

第3章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会・役員会・部会・同和対策委員会・広報委員会・企画委員会・教材検討委員会とする。

- 2 総会は年1回とする。ただし、会長が必要と認めた場合は随時開くことができる。
- 3 総会の議決は、出席者の過半数を持って決定し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 総会に付議する事項は、次のとおりとする。
 - (1) 予算・決算及び事業計画に関する事項
 - (2) 役員の選出に関する事項
 - (3) 規約の改廃に関する事項
 - (4) その他必要な事項
- 5 役員会は会長が必要と認めるとき随時招集する。
- 6 部会は、部会長が招集し、部会に関する事項を審議決定する。
- 7 同和対策委員会は同和対策委員長が招集し、活動にあたる。
- 8 広報委員会は広報委員長が招集し、広報編集の任にあたる。
- 9 企画委員会は企画委員長が招集し、会務の企画立案並びに運営にあたる。
- 10 教材検討委員会は教材検討委員長が招集し、教材の作成にあたる。

第4章 会 計

(会 計)

第11条 本会の会費は、町の委託金、その他をもってあてる。

- 2 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 その他

(細 則)

第12条 会長は、必要に応じて別に細則を設けることができる。

附 則

この規約は、2019年4月1日から施行する。

(新規名称) 細則

第1条 この細則は、(新規名称) (以下「本会」という。) 規約第12条に基づき定める。

第2条 本会規約第5条の会員構成は、概ね次のとおりとする。

- 1 保育園・こども園…各保育園・こども園職員
- 2 小・中学校…各小学校・中学校教職員
- 3 特別支援学校…県立琴の浦高等特別支援学校教職員
- 4 行政関係…町議会議員、農業委員、役場職員、教育委員会事務局職員、議会事務局職員、農業委員会事務局職員
- 5 企業関係…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、J A鳥取中央代表、赤碕町漁業協同組合代表
- 6 社会教育関係…教育委員、各地区公民館長、各地区区長会長、教育委員会代表、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、小・中学校PTA 連合協議会代表、女性団体連絡協議会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上・下伊勢西自治会代表、啓発推進員
- 7 福祉関係…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、文化センター館長、人権擁護委員会代表、生活相談員、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障害者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表
- 8 琴浦町人権・同和教育推進員
- 9 その他この会の趣旨に賛同する者

第3条 協議会規約第6条の部会の構成は、次のとおりとする。

- 1 学校保育園部会…各保育園・こども園職員、各小・中学校教職員、県立琴の浦高等特別支援学校教職員
- 2 行政部会…町議会議員、農業委員、役場職員、教育委員会事務局職員、議会事務局職員、農業委員会事務局職員
- 3 企業部会…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、J A鳥取中央代表、赤碕町漁業協同組合代表
- 4 社会教育部会…教育委員、各地区公民館長、各地区区長会長、教育委員会代表、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、小・中学校PTA 連合協議会代表、女性団体連絡協議

会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上・下伊勢西自治会代表、啓発推進員、その他この会の趣旨に賛同する者

- 5 福 祉 部 会…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、文化センター館長、人権擁護委員会代表、生活相談員、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障害者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表

第4条 総会の構成メンバーは、概ね次のとおりとする。

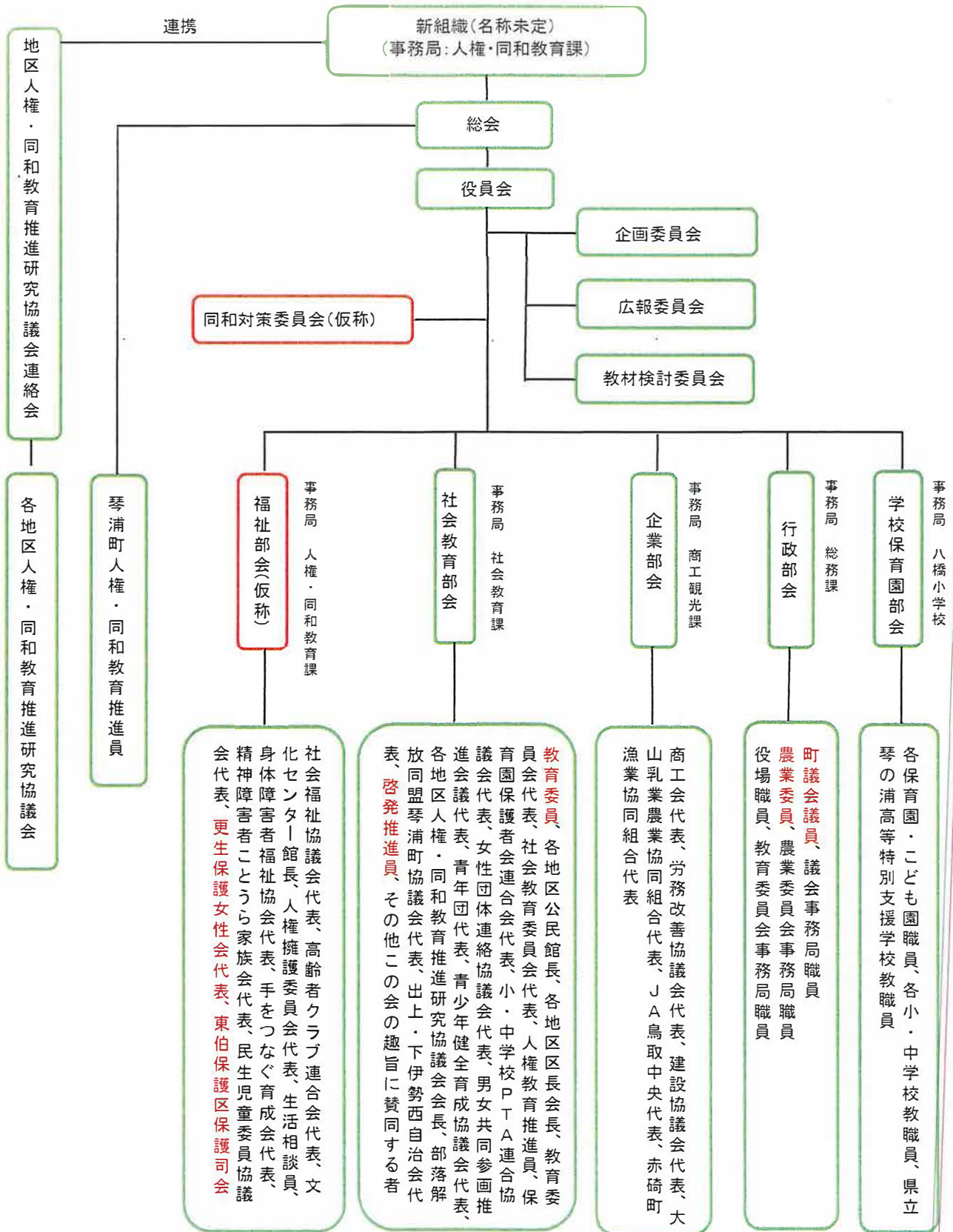
- 1 保育園・こども園…各保育園長・こども園長・家庭支援推進保育士
- 2 小・中学校…各小・中学校長、各小・中学校人権教育主任
- 3 特別支援学校…県立琴の浦高等特別支援学校長、人権教育主任
- 4 行政関係…町議会議員代表、農業委員代表、役場管理職員
- 5 企業関係…商工会代表、労務改善協議会代表、建設協議会代表、大山乳業農業協同組合代表、J A鳥取中央代表、赤碕町漁業協同組合代表
- 6 社会教育関係…教育委員代表、各地区公民館長、各地区区長会長、教育委員会代表、社会教育委員会代表、人権教育推進員、保育園保護者会連合会代表、小・中学校 PTA 連合協議会代表、女性団体連絡協議会代表、男女共同参画推進会議代表、青年団代表、青少年健全育成協議会代表、各地区人権・同和教育推進研究協議会会長、部落解放同盟琴浦町協議会代表、出上・下伊勢西自治会代表、啓発推進員
- 7 福祉関係…社会福祉協議会代表、高齢者クラブ連合会代表、文化センター館長、人権擁護委員会代表、生活相談員、身体障害者福祉協会代表、手をつなぐ育成会代表、精神障害者ことうら家族会代表、民生児童委員協議会代表、更生保護女性会代表、東伯保護区保護司会代表
- 8 琴浦町人権・同和教育推進員
- 9 その他この会の趣旨に賛同する者

第5条 本会会員に対する旅費等については、琴浦町職員等の旅費に関する条例（平成16年条例第53号）の規定を準用する。

附 則

この細則は、2019年4月1日から施行する。

新組織体制(案)



役員会

会長 1名 副会長 2名 監事 2名 事務局長 1名

部会長、副部会長 11名

(学校保育園部会 3名 行政部会 2名 企業部会 2名 社会教育部会 2名 福祉部会 2名)

同和対策委員長 1名 企画委員長 1名 広報委員長 1名 教材検討委員長 1名

(3) 全体事業内容と全体予算(案)について

区分	事業	内容	予算
会議	各種会議	総会、役員会、同和対策委員会、企画委員会、広報委員会、教材検討委員会	事務用品費 6,000 円
事業	啓発活動	鳥取県部落解放月間の活動 時期：7月10日～8月9日 ワッペン着用、立看板、懸垂幕の設置、街頭啓発でのチラシ配布等を行う。	部落問題 CM 放送料 49,000 円
		琴浦町部落解放週間の活動 時期：12月4日～10日 県作成の部落問題 CM があれば TCC で放送。	
	第15回差別をなくする町民のつどい	時期：7月下旬予定 会場：まなびタウンとうはく	運営費、準備用品費等 12,000 円
	広報紙発行 (つながりあうことうら)	年2回発行予定(10月、3月) 全戸配布及び町内事業所へ配布	印刷製本費 265,000 円
	会員研修会	本総会後の研修会	謝金、消耗品費等 15,000 円
	人権・同和教育部落懇談会	時期：11月～3月頃 会場：各部落で開催	教材用紙代、消耗品費 81,000 円
	学習資料収集	事業所等への啓発資料として貸し出しを行う。	学習用 DVD 購入費 54,000 円
各種大会派遣	第44回部落解放・人権西日本夏期講座	会場：香川県高松市 期間：2日間 【伝達研修あり】	交通費、宿泊費、日当等 ○名予定 31,300 円
	第71回全国人権・同和教育研究大会	会場：未定【伝達研修あり】	未定
	部落解放研究第53回全国集会	会場：愛知県 期間：2日間 【伝達研修あり】	交通費、宿泊費、日当等 ○名予定 54,100 円
	第34回人権啓発研究集会	会場：未定(10月中旬頃決定) 【伝達研修あり】	未定
事務局	事務費	各通知の発送等、庶務	消耗品費、通信費等 10,000 円
	県人権教育推進協議会負担金	2019年度負担金	会費 59,700 円
参考	2018年度 琴浦町人権・同和教育推進協議会	予算 620,000 円	合計 ※637,100 円
	琴浦町同和対策推進協議会	予算 250,000 円	

※最終的な全体の予算については各部会の予算と未判明の会の詳細が分かり次第改めて報告します。